

参考資料



- I 用語解説
- II 策定経過
- III 都市計画審議会（諮問・答申）
- IV 宮代町の都市計画の変遷

I 用語解説

あ 行

IoT (アイオーティー)

Internet of Things (モノのインターネット) の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続し相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うことです。

ICT (アイシーティー)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報処理だけでなく、インターネット等の通信技術を利用した産業やサービスのことで。

AI (エーアイ)

Artificial Intelligence (人工知能) の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のことです。

SNS (エスエヌエス)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス) の略。インターネットを介し、共通の趣味や仕事などを持つユーザー同士が集まり、意見の交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスの総称をいいます。

NPO (エヌピーオー)

Non-profit Organization (非営利組織) の略。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいいます。

か 行

合併処理浄化槽

台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽です。人口密度の低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、短期間で設置できるため投資効果が確保し易いです。

キッズゾーン

未就学児が日常的に集団で通行する経路の安全を守るため、歩道の拡充を図ったり、車両の通行を規制したりする地帯のことをいいます。

狭あい道路

主に幅員 4m 未満の道路をいいます。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路をいいます。

区域区分

昭和 43 年の新都市計画法の制定により設けられた制度で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としています。

グリーンインフラストラクチャー

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能を、社会における様々な課題解決に活用する考え方です。

グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走る事が可能な 4 人乗り以上の電動パブリックモビリティのことです。

建築協定

住宅地としての環境または、商店街としての利便を高度に維持増進するなどのため、土地所有者等の全員の合意によって、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、互いに守りあっていくことを約束する制度です。

建ぺい率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひとつで、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を指します。敷地内における空地の量を確保し、建築物の過密化を防ぐことによる市街地環境の保全と、防火上の安全性の向上などを図るための規制です。

交通結節点

鉄道駅やバス停などの異なる交通手段を相互に連絡する乗換・乗継施設のことです。

高齢者運転免許自主返納支援事業

運転免許証を自主返納した高齢者の方に宮代町内循環バスの回数券を交付する事業です。

コンパクト・プラス・ネットワーク

住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方です。

さ 行

幸手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、幸手市、宮代町、杉戸町を対象に、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。です「都市計画区域マスタープラン」とも呼ばれています。

CSR（シーエスアール）活動

Corporate Social Responsibility の略で、民間事業者が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動を指します。

市街化区域

すでに市街地を形成している、または概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図ることとされる都市計画法上の区域です。

市街化調整区域

市街化を抑制すべきとされる都市計画法上の区域です。農林漁業用の建築物などや一定の要件を備えた計画的開発などを除き、原則として開発行為は許可されません。

市街地開発事業

計画的な市街地の形成や既成市街地の整備を図るため、道路、公園、下水道などの公共施設の整備とあわせて宅地の利用促進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業をいいます。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

自然的土地利用

農地、山林、水面、河川敷などの自然地を指します。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるものです。

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設です。

集約型都市構造

圏域内の中心市街地や駅周辺等を、都市機能の集約を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と圏域内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、圏域内の多くの人にとっての暮らしやすさと圏域全体の持続的発展を確保する都市構造の形です。

スプロール現象

十分な基盤整備がされないまま市街地が無計画に拡大し、無秩序な市街地を形成することをいいます。

スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区をいいます。

スマート農業

ICTやIoTなど、新技術を活用しながら、省力化・精密化や高品質生産等の実現を推進する新たな農業のことです。

ゾーン30

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせて、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制などを図る安全施策です。

た 行

第5次宮代町総合計画

本町の未来像、まちづくりの基本的な方向性を定め、町の各種計画の最上位に位置する計画であり、住民や行政におけるまちづくりの共通の指針となるもの。令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）を計画期間としています。

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするものです。

地域経済循環率

生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示しています。値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高いことを表しています。

地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画です。

低炭素型まちづくり

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、多くの温室効果ガスが排出されている都市において、マイカー移動から公共交通への転換や自然エネルギーの活用など、低炭素化の促進に配慮したまちづくりを進めることです。

デマンド交通

利用者のニーズに応じて、地域のタクシー会社や自治体のワゴン車などを乗合で利用することです。

都市機能

行政、教育、文化、情報、商業、交通など住民生活や企業の経済活動に対し、各種のサービスを提供する都市自体が持つ機能をいいます。

都市基盤

都市の様々な活動を支える基本となるものです。本町では、主に行政が整備するものを対象とし、道路、公園、下水道などを指します。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことです。

都市計画審議会

都市計画法やその他の法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、知事又は町長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行う機関。県には埼玉県都市計画審議会、町には宮代町都市計画審議会があります。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路をいいます。

都市施設

都市計画法に基づき、一定の手続きによって決定する施設。道路、公園、上下水道、学校などがあります。

都市的土地利用

住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場など）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地など）、交通用地（道路用地、鉄道用地）などを指します。

土地区画整理事業

道路・公園・下水道などが未整備のまま宅地化が進んでいる地区や今後進むと予想される地区について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を目的に行うものです。

な 行

農業集落排水（事業）

農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境を改善するため、農村集落のし尿や生活雑排水を処理する管路や汚水処理施設などの整備を行う事業を指します。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて都道府県知事が定めるもので、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域です。

農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地をいいます。

は 行

ハザードマップ

地震や大雨等による浸水被害、土砂災害等の災害に対して、各地域が有する危険性を地図上に表示したものです。

バリアフリー

高齢者や障がい者が生活する上で行動の妨げとなるバリア（障壁）を取り去った生活空間や環境のあり方をいいます。

防火地域・準防火地域

市街地において、火災に強いまちづくりを進めるために建築物の構造などを定めるものです。防火地域は、地域内の建築物を不燃化する地域で、主に耐火構造にする必要があります。準防火地域は防火地域に準ずる地域で、建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、建築物の規模に応じて耐火・準耐火構造などにすることが必要となります。

保水・遊水機能

雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留したりする機能をいいます。

ま 行

MaaS（マース）

Mobility as a Service の略。ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念をいいます。

や 行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、体格などに関わらず、施設や製品、環境などがすべての人にとって使いやすく考えられたデザインのことです。

容積率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひとつで、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を指します。建築物の密度規制を行うことにより、道路などの公共施設の整備状況に見合った密度に抑えるための規制です。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画です。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に13種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められています。

ライフライン

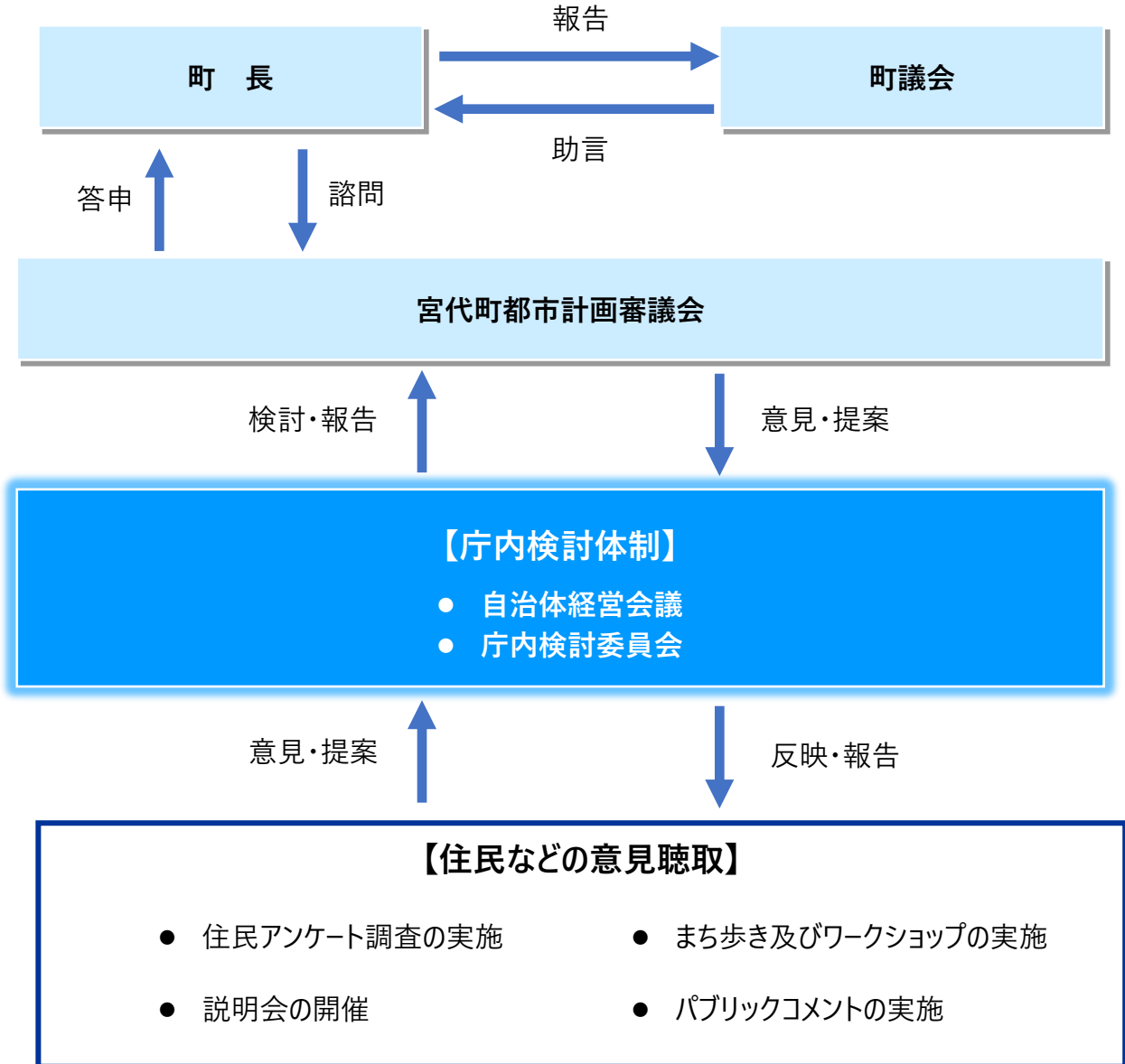
電気やガスなどのエネルギー施設、電話やインターネットなどの情報施設、上下水道施設など、生活に必要な公共インフラ設備のことをいいます。

緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で、緑地協定の目的となる土地の区域や緑化に関する事項を定めます。

Ⅱ 策定経過

【策定体制】



【策定の流れ】

開催日	内容
令和元年（2019年） 5月 27日（月）	都市計画審議会
9月 4日（水） ～ 10月 30日（水）	アンケート調査（住民） 調査対象者数：2,013人 （16歳以上 2,000人+町議会議員 13人） 有効回収数 842票 回収率 41.8%
9月 18日（水） ～ 9月 20日（金）	アンケート調査（中学生） 調査対象者数：710人 （須賀、百間、前原中学校生徒全員） 有効回収数 635票 回収率 89.4%
10月 5日（日）	まち歩き（ワークショップ） 参加者：15名 （住民アンケート対象者より参加者募集）
10月 28日（月）	第1回検討委員会
10月 30日（水）	第1回幹事会
11月 7日（木）	第2回幹事会
11月 15日（金）	第2回検討委員会
12月 2日（月）	自治体経営会議
12月 19日（木）	都市計画審議会（諮問）
令和2年（2020年） 1月 22日（水）	第3回幹事会
2月 12日（水）	第4回幹事会
9月 1日（火）	第5回幹事会
9月 17日（木）	第3回検討委員会
10月 5日（月）	自治体経営会議
10月 6日（火）	都市計画審議会
11月 21日（土）	住民説明会
12月 1日（火） ～ 12月 21日（月）	パブリックコメント
令和3年（2021年） 2月 17日（水）	都市計画審議会（答申）

【宮代町都市計画審議会条例】

○宮代町都市計画審議会条例

平成13年9月17日

条例第29号

改正 平成16年3月31日条例第4号

平成17年3月25日条例第15号

平成18年3月23日条例第25号

平成22年12月9日条例第33号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、宮代町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関又は埼玉県職員
- (4) 公募による町民

(任期)

第3条 前条第1項第1号及び第4号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、第2条第1項第1号につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり建設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮代町総合都市計画審議会条例の廃止)

2 宮代町総合都市計画審議会条例（昭和44年宮代町条例第12号）は、廃止する。

附 則（平成16年条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成16年7月29日から施行する。

附 則（平成17年条例第15号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第25号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第33号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【令和元年度】

■ 都市計画審議会 委員名簿

区分	氏名	所属・職名	備考
1 名委員	小川 次郎	日本工業大学 建築学部 建築学科教授	
	鈴木 充	宮代町商工会 会長	
	富田 高治	宮代町農業委員会 会長職務代理者	
	深井 美智子	宮代町教育委員会 教育長職務代理者	
2 名委員	唐沢 捷一	宮代町議会議員	
	山下 秋夫		
	金子 正志		
	伊草 弘之		
3 名委員	横山 竜仁	杉戸警察署 署長	令和2年3月末まで
	石鍋 恵子	東部環境管理事務所 所長	
	長谷部 進一	杉戸県土整備事務所 所長	令和2年3月末まで
4 名委員	中島 敏郎	公募	令和2年9月末まで
	菊地 正明		令和2年9月末まで
	芳住 邦雄		令和2年9月末まで

【令和2年度】

■ 都市計画審議会 委員名簿

区分	氏名	所属・職名	備考
1 名委員	小川 次郎	日本工業大学 建築学部 建築学科教授	
	鈴木 充	宮代町商工会 会長	
	大島 悟	宮代町農業委員会 会長職務代理者	
	深井 美智子	宮代町教育委員会 教育長職務代理者	
2 名委員	山下 秋夫	宮代町議会議員	
	金子 正志		
	土淵 保美		
	川野 武志		
3 名委員	小柏 真	杉戸警察署 署長	令和2年4月1日から
	石鍋 恵子	東部環境管理事務所 所長	
	田中 勝也	杉戸県土整備事務所 所長	令和2年4月1日から
4 名委員	出井 崇徳	公募	令和2年10月1日から
	島村 勉		令和2年10月1日から
	眞中 和子		令和2年10月1日から

【宮代町都市整備計画検討委員会設置規程】

宮代町都市整備計画検討委員会設置規程

(設置)

第1条 宮代町の都市整備に関する計画の策定及び見直し並びに各種計画との整合性を図るため、宮代町都市整備計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市整備に関する計画の策定及び見直しに必要な事項の確認、検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 各種計画との整合性の確認及び検討に関すること。
- (3) その他計画の策定及び見直しに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は副町長の職にある者を、副委員長はまちづくり建設課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員長が必要と認めるときに、開催するものとする。

(幹事会)

第6条 検討委員会に幹事会を置き、第2条に規定する所掌事務に関する基礎資料の収集、調査及び分析を行い、その結果を検討委員会に報告する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者のうちから委員長が指名するものをもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は、委員長があらかじめ指名した者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会に分科会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長及び幹事長は、必要があると認めるときは、会議及び幹事会に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会及び幹事会の庶務は、まちづくり建設課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会及び幹事会の運営に関し必要な事

項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年10月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副町長、総務課長、企画財政課長、町民生活課長、福祉課長、子育て支援課長、健康介護課長、産業観光課長、まちづくり建設課長、教育推進課長

別表第2（第6条関係）

まちづくり建設課副課長、総務課副課長、企画財政課副課長、町民生活課副課長、福祉課副課長、子育て支援課副課長、健康介護課副課長、産業観光課副課長、教育推進課副課長

【令和元年度】

■ 宮代町都市整備計画検討委員会 委員名簿

		所属課	役職	氏名
1	委員長	—	副町長	渋谷 龍弘
2	副委員長	まちづくり建設課	課長	石塚 孝信
3	委員	総務課	課長	大橋 洋巳
4	委員	企画財政課	課長	栗原 聡
5	委員	町民生活課	課長	齋藤 和浩
6	委員	福祉課	課長	吉永 吉正
7	委員	子育て支援課	課長	小暮 正代
8	委員	健康介護課	課長	小島 修
9	委員	産業観光課	課長	長堀 康雄
10	委員	教育推進課	課長	大場 崇明

■ 宮代町都市整備計画検討委員会幹事会 委員名簿

		所属課	役職	氏名
1	幹事長	まちづくり建設課	副課長	室田 慶一
2	副幹事長	まちづくり建設課	副課長	高橋 正巳
3	委員	総務課	副課長	鈴木 淳史
4	委員	総務課	副課長	稲宮 辰男
5	委員	企画財政課	副課長	伊東 高幹
6	委員	町民生活課	副課長	小川 英一郎
7	委員	福祉課	副課長	宮野 輝彦
8	委員	子育て支援課	副課長	横内 宏巳
9	委員	健康介護課	副課長	竹花 治
10	委員	健康介護課	副課長	岡村 行雄
11	委員	産業観光課	副課長	秋谷 裕章
12	委員	産業観光課	副課長	菅原 隆行
13	委員	産業観光課	副課長	野口 幹雄
14	委員	まちづくり建設課	副課長	成田 雅彦
15	委員	教育推進課	副課長	小山 裕之
16	委員	教育推進課	副課長	飯山 武

■ 事務局名簿

所属課	役職	氏名
まちづくり建設課	副課長	室田 慶一
	主幹	高橋 勝己
	主査	高橋 道彰

【令和2年度】

■ 宮代町都市整備計画検討委員会 委員名簿

		所属課	役職	氏名
1	委員長	—	副町長	渋谷 龍弘
2	副委員長	まちづくり建設課	課長	石塚 孝信
3	委員	総務課	課長	赤井 誠吾
4	委員	企画財政課	課長	栗原 聡
5	委員	町民生活課	課長	齋藤 和浩
6	委員	福祉課	課長	吉永 吉正
7	委員	子育て支援課	課長	小暮 正代
8	委員	健康介護課	課長	小島 修
9	委員	産業観光課	課長	井上 正己
10	委員	教育推進課	課長	大場 崇明

■ 宮代町都市整備計画検討委員会幹事会 委員名簿

		所属課	役職	氏名
1	幹事長	まちづくり建設課	副課長	宮野 輝彦
2	副幹事長	まちづくり建設課	副課長	高橋 正巳
3	委員	総務課	副課長	鈴木 淳史
4	委員	総務課	副課長	柴崎 記代子
5	委員	企画財政課	副課長	伊東 高幹
6	委員	町民生活課	副課長	押田 昭浩
7	委員	町民生活課	副課長	山崎 健司
8	委員	福祉課	副課長	小川 英一郎
9	委員	子育て支援課	副課長	横内 宏巳
10	委員	健康介護課	副課長	竹花 治
11	委員	健康介護課	副課長	稲宮 辰男
12	委員	産業観光課	副課長	菅原 隆行
13	委員	産業観光課	副課長	野口 幹雄
14	委員	まちづくり建設課	副課長	成田 雅彦
15	委員	教育推進課	副課長	塚越 健一
16	委員	教育推進課	副課長	飯山 武

■ 事務局名簿

所属課	役職	氏名
まちづくり建設課	副課長	宮野 輝彦
	主査	島村 明子
	主査	高橋 道彰
	技師	末武 唯菜

Ⅲ 都市計画審議会（諮問・答申）

【諮問書】

宮まち発第696号
令和元年12月19日

会長 鈴木 充 様

宮代町長 新井 康 之



宮代町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

都市計画法第77条の2第1項に基づき、次期宮代町都市計画マスタープランの策定について、諮問します。

【答申書】

宮 都 審 第 2 2 号
令和3年2月17日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町都市計画審議会
会長 小 川 次 郎



宮代町都市計画マスタープランの策定について（答申）

令和元年12月19日付け宮まち発第696号の諮問については、下記のとおりです。

記

<審議内容>

宮代町都市計画マスタープランの策定について

<答 申>

上記の審議事項について、原案のとおり可決

IV 宮代町の都市計画の変遷

和暦	西暦	出来事
昭和 41 年	1966 年	都市計画区域指定
45 年	1970 年	市街化区域及び市街化調整区域指定（市街化区域面積 313ha） 用途地域指定
60 年	1970 年	宮代公共下水道都市計画決定
平成 元年	1988 年	都市計画道路都市計画決定 ・万願寺橋通り線他 16 路線
5 年	1993 年	宮代台地区都市計画決定 ・地区計画 公共下水道供用開始
8 年	1996 年	都市計画道路都市計画決定 ・首都圏中央連絡自動車道 ・春日部久喜線他 1 路線（変更）
10 年	1998 年	都市計画公園都市計画決定 ・金原運動公園（はらっパーク宮代）
11 年	1999 年	道仏地区市街化編入（市街化区域面積 345ha） 道仏地区都市計画決定 ・用途地域 ・土地区画整理事業 都市計画道路都市計画決定 ・春日部久喜線他 1 路線（変更）
13 年	2001 年	宮代町都市計画マスタープラン策定 はらっパーク宮代オープン
15 年	2003 年	道仏地区都市計画決定 ・下水道
19 年	2007 年	道仏地区都市計画決定 ・用途地域（変更） ・準防火地域 ・地区計画
20 年	2008 年	みやしろ地下道供用開始
23 年	2011 年	東武動物公園駅西口地区都市計画決定 ・土地区画整理事業 都市計画道路都市計画決定 ・東武動物公園駅西口駅前通り線他 1 路線 ・宮代通り線（変更） 都市計画税導入

和暦	西暦	出来事
25年	2013年	都市計画道路都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・東武動物公園駅東口駅前広場 ・東武動物公園駅東口通り線（変更） 東武動物公園駅西口地区都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 ・防火地域及び準防火地域 ・地区計画
26年	2014年	都市計画道路都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・和戸駅東口駅前広場他1路線 ・首都圏中央連絡自動車道他15路線都市計画決定（変更）
27年	2015年	東武動物公園駅西口駅前広場供用開始
28年	2016年	東武動物公園駅西口土地区画整理事業換地処分
30年	2018年	道仏土地区画整理事業換地処分
令和元年	2019年	宮代和戸横町地区市街化編入（市街化区域面積366ha） 宮代和戸横町地区都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 ・準防火地域 ・下水道 ・土地区画整理事業 ・地区計画
3年	2021年	宮代町都市計画マスタープラン策定